

雨の日比谷メーデー 女性部元氣に行進



5月1日 第78回日比谷メーデーが日比谷野外音楽堂で開催された。女性部は、10人参加し、「戦争NO! 憲法改悪NO!」の黄色の横断幕を掲げ、あいにくの雨の中、銀座を通り、鍛冶橋まで元氣に行進した。集会では均等待遇をめざす女性たちや外国人労働者が労働条件の向上を格差是正を訴えた。

元氣に行進



嗚呼インターナショナル ♪ ♪ ♪
金子いづみとタブーショー



女性労働者の均等待遇を訴える



解散地点で記念写真



外国人労働者の労働条件向上を!
キャサリン・キャンベルさん

国民投票法案成立

夏にも憲法審査会 いよいよ憲法改悪へ

憲法改正の手続きを定める国民投票法案が、14日の参院本会議で 野党が審議不十分として反対する中自民・公明両党の賛成多数で可決した。憲法96条では、改正要件として衆参各院で、総議員の3分の2以上の賛成で「改憲案」が発議され、国民投票で過半数が賛成することが定められている。

国民投票法は国民投票の手続きを具体的に規定したもので、この法律によって憲法改悪の道が開かれたと言える。

法案には 最低投票率も盛り込まれず、18項目もの付帯決議が付けられるなど問題だらけ。施行までの今後の論議がますます重要になって来た。

国民投票法の骨子

- 〈投票テーマ〉 憲法改正に限定
- 〈投票年齢〉 18歳以上。3年以内に公職選挙法などを改正し、選挙権も18歳以上に
- 〈周知期間〉 憲法改正案の国会発議から60日以降180日以内に投票を実施
- 〈広報〉 衆参各10人で構成する「国民投票広報協議会」を国会に設置。公報などを作成
- 〈国民投票運動の規制〉 公務員の政治的行為を制限する公務員法制上の規定を適用。賛否の勧誘や意見表明が制限されないよう3年以内に法整備。公務員・教育者の地位を利用した賛否の勧誘を禁止
- 〈広告規制〉 投票14日前からテレビ・ラジオによる広告を禁止
- 〈施行時期〉 3年後。施行まで衆参両院の憲法審査会は改憲案の審査・提出をしない

改憲派のスケジュール

2007年 改憲手続き法案

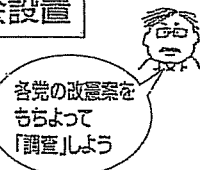
成立

5月

7月 参院選

秋 臨時国会

憲法審査会設置



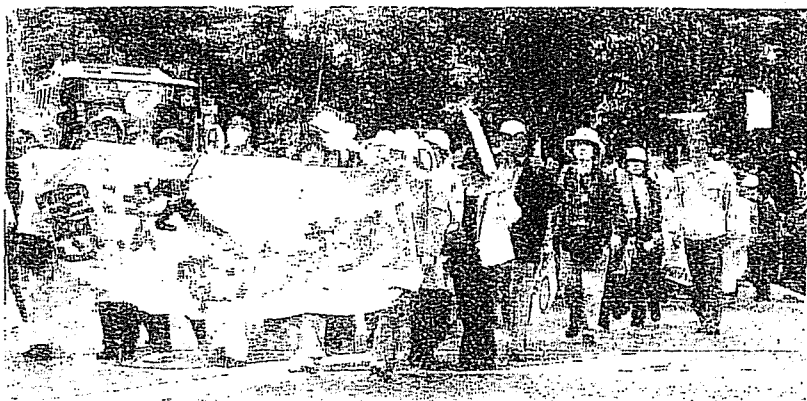
「調査」と称して
改憲原案の話し合い

2010年5月以降

改憲原案提出

国民投票実施可能に

憲法は、
国家権力を
しぼるために
あるものだ
ニヤ



平和憲法変えちゃダメ！
戦争する国になんたくない！

5. 3憲法集会後示毛する人々